

第25回

## シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

自社株評価方法 配当還元方式について説明します。

配当還元方式とは、その株式を所有することにより受ける配当金のみに着目して、その配当金額を一定の資本還元率(年10%)により還元した元本価値に着目し、株式の評価額を算出しようとするものです。

配当還元方式は、同族株主以外の株主(非同族株主)と同族株主のうち少数の株式しか所有していない株主(少数株主)、すなわち会社支配とは無関係な株主の所有する株式の評価方法として、原則的評価(類似業種比準方式、純資産価額方式)とは別に設けられています。

### ■ 配当還元方式の計算式は

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式にかかる年配当金額(注)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株あたりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

$$\text{注：年配当金額} = \frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額合計}}{2} \div \frac{\text{直前期末の資本金等の額}}{50\text{円}}$$

### ■ 留意点

- ① 配当金額には非経常的な配当は含まれません。  
特別配当や○周年記念配当等の非経常的な配当、資本金等の額を原資とする配当は含まれません。
- ② 無配であっても年配当金額は、2円50銭  
年配当金額が2円50銭未満の場合は、2円50銭となります。
- ③ 原則的評価が配当還元方式による評価より低いときは原則的評価  
株式の原則的評価(類似業種比準方式、純資産価額方式)によって評価して金額が、配当還元方式による評価額より低いのであれば、その原則的評価により計算した価額によって評価します。
- ④ 開業前または休業中の会社、清算中の会社には適用されません。

### ■ 計算例

#### ① 前提条件

発行済株式総数 1,000株 資本金等の額 50,000千円  
直前期配当実績 8,000千円 直前々期配当実績 12,000千円

#### ② 配当還元方式による計算

$$\text{配当還元価額} = \frac{10\text{円}}{10\%} \times \frac{5\text{万円}}{50\text{円}} = 100,000\text{円}$$